

# 令和3年11月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年11月25日(木) 13:23~14:30

2. 開催場所 蕪崎市役所 別館201会議室

3. 出席委員(17名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	向山 清彦
2番	菊島 博文	21番	石川 豊
3番	横内 知恵美(欠席)	22番	横森 隆次
4番	保坂 耕	23番	横森 孝徳(欠席)
5番	小澤 和茂	24番	小泉 泰夫
6番	保阪 幸彦	25番	田中 武久
7番	上野 公	26番	石合 榮之
8番	古屋 一光	27番	山本 弘行
9番	河西 孝雄	28番	加賀爪 悦夫
10番	佐藤 安茂	29番	駒井 正一
11番	小澤 辰雄	30番	笹本 勝造
12番	小田切 悦男	31番	切刀 茂樹
13番	久保田 豊一	32番	土橋 明
14番	矢崎 良夫	33番	堀川 喜美雄
15番	野田 源一郎		
16番	小澤 洋行		
17番	堀川 茂憲		
18番	浅川 節子		
19番	新奥 長生(欠席)		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	1件
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	4件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	6件

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：小倉 利仁・越石 早織

## 6. 会議の概要

### <事務局長>

ただ今から令和3年11月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

### <会 長>

(会長あいさつ)

### <事務局長>

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

### <議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中17名で、定足数に達しております。

次に、葦崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、16番 小澤洋行委員、17番 堀川茂憲委員をお願いいたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

### <事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	3件	7,055 m <sup>2</sup>
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	468.7 m <sup>2</sup>
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件	4,291 m <sup>2</sup>
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 利用集積計画の承認について	1件	2,014 m <sup>2</sup>
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 中間管理権の承認について	4件	18,803 m <sup>2</sup>
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件	969 m <sup>2</sup>
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	6件	8,807 m <sup>2</sup>
合計		22件	42,407.7 m <sup>2</sup>

となります。

次に、会務報告ですが、11月8日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。また、11月11日、令和3年度農業者年金加入促進特別研修会に小澤職務代理・横内委員・古屋委員・事務局 小倉・越石が出席し、11月19日、山梨県農政推進農業委員・農地利用最適化推進委員大会に柳本会長・小澤職務代理・加賀爪委員長・土橋副委員長・事務局 小倉が出席いたしました。

<議長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。  
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）贈与による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互に交換による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互に交換による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集3ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は栄一丁目、埋蔵文化財試掘調査のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番：柳本会長

<議長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、6件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中島一丁目、個人住宅敷地拡張のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條殿田、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條上横屋、宅地分譲のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條上横屋、宅地分譲のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條丸山、資材置

場のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町下條南割北原、一般個人住宅建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：柳本会長

申請番号2番：上野委員

申請番号3番：保阪（幸）委員

申請番号4番：小泉委員

申請番号5番：古屋委員

申請番号6番：堀川（喜）委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（意見・質問なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：6ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<古屋委員>

申請番号1番について、作付作物が水稲で借入期間が6ヶ月というのは期間が短過ぎると思うのですが、どのような理由からですか？

<事務局>

申請番号1番の貸付人と借受人は、他の農地3筆を経営基盤強化促進法第18条の規定により利用権設定をしており、その農地の賃貸借契約期間が令和4年5月31日で終了するため、次の契約更新時に今回の申請農地と併せて再契約したいという希望から申請番号1番の農地については、6ヶ月の契約期間となっております。

<議長>

その他に質疑がありますか？

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については4件となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)利用目的:畑、作物:ぶどう、期間:20年です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)利用目的:畑、作物:桃、期間:10年です。

申請番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)利用目的:畑、作物:タマネギ、期間:10年です。

申請番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明)利用目的:畑、作物:野菜、期間:10年1ヶ月です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・2号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が1件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が6件です。議案集の10ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保八丁原、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は下祖母石勝岡、合意解約の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は栄二丁目、合意解約の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は栄二丁目、合意解約の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は栄二丁目、合意解約の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は栄二丁目、合意解約の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穂坂町上今井中高原尾、合意解約の申請であります。

<議 長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)  
質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

小澤職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和3年11月農業委員会を閉会いたします。

**【議事に参与した者の職、氏名】**

○書記：小倉 利仁

○書記：越石 早織